



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1291	介護保険法による指定市町村事務受託法人の廃止	(長寿社会課).....	1
1292	大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	2
1293	木材業者等の登録	(林業振興課).....	3
1294	地域森林計画の案の縦覧	(").....	3
1295	"	(").....	3
1296	"	(").....	3
1297	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1298	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
1299	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1300	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
1301	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
1302	"	(").....	5
1303	"	(").....	6
1304	"	(").....	6
1305	"	(").....	6
1306	"	(").....	7
1307	"	(").....	7
1308	"	(").....	8
1309	"	(").....	8
1310	"	(").....	8
1311	"	(").....	9
1312	"	(").....	9

○ 選挙管理委員会告示

*97	平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正	9
-----	---	-------	---

○ 正誤

	令和5年7月21日付け和歌山県報第432号和歌山県規則第37号中	10
	令和5年9月29日付け和歌山県報号外(4)和歌山県訓令第30号中	10

告 示

和歌山県告示第1291号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の3第1項の規定に基づく指定市町村事務受託法人の廃止について、次のとおり届出があったので、同令第11条の6第2号の規定に基づき公示する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	申請者の代表者の氏名	廃止年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	西野政和	令和5.11.30	要介護認定調査事務	有
串本町社会福祉協議会古座事業所	和歌山県東牟婁郡串本町上野山291-4	社会福祉法人串本町社会福祉協議会	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台783番地7	西野政和	令和5.11.30	要介護認定調査事務	有

和歌山県告示第1292号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン田辺元町店

和歌山県田辺市上の山二丁目17番22号

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和5年和歌山県告示第796号

3 意見の概要

- (1) 2,000㎡以上の造成工事を行う場合は、田辺市開発事業の指導要綱（平成17年田辺市要綱第40号）による届出が必要なため、届出書を提出されたい。
- (2) 3,000㎡以上の造成工事を行う場合は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可が必要となる場合があるため、該当する場合は申請書を提出されたい。
- (3) 特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の区域を含むため、田辺市特別用途地区建築条例（平成20年田辺市条例第19号）別表右欄に掲げる建築物を建築しないようにされたい。
- (4) 田辺市全域が景観計画区域のため、建築面積が1,000㎡超又は高さ13m超の増築・改築を行う場合は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく届出が必要となるため、該当する場合は届出書を提出されたい。
- (5) 操業に伴う騒音・振動の発生防止に十分留意し、周辺住民の生活環境に影響を与えることのないよう配慮をお願いする。
- (6) 周辺住民及び事業所等からの苦情が出ないよう配慮をお願いする。
- (7) 駐車場及び道路を含めた範囲の確認が可能な防犯カメラの設置をお願いする。
- (8) 平面駐車場の出入口については、交通事故防止のため、入口専用と出口専用とに区分するようお願いする。
- (9) 各駐車場出入口付近における交通事故防止のため、看板設置などの対応をお願いする。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年11月17日から同年12月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1293号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 名称及び所在地
4022			令和 5. 10. 25	有田郡有田川町上湯川 1004番地	中西林業 中西正	木材	有田郡有田川町上湯川 1004番地

和歌山県告示第1294号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和5年11月17日から同年12月11日まで

和歌山県告示第1295号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 森林計画区の名称

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和5年11月17日から同年12月11日まで

和歌山県告示第1296号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和5年11月17日から同年12月11日まで

和歌山県告示第1297号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1298号

令和5年和歌山県告示第1172号（以下「告示第1172号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を那智勝浦町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

土井繁次

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1172号のとおり

和歌山県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1300号

令和5年和歌山県告示第1188号（以下「告示第1188号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を白浜町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不明である通知の相手方

中村吉晴

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1188号のとおり

和歌山県告示第1301号

和歌山県新宮市高田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県新宮市

2 調査を行った時期

令和3年4月14日から令和5年1月27日まで

3 成果の名称

和歌山県新宮市高田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県新宮市高田の一部地区

5 認証年月日

令和5年11月9日

和歌山県告示第1302号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和5年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字下天野の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1303号

和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字印南原の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1304号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1305号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1306号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1307号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区

5 認証年月日

令和5年11月9日

和歌山県告示第1308号

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区

5 認証年月日

令和5年11月9日

和歌山県告示第1309号

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月16日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町串本の一部地区

5 認証年月日

令和5年11月9日

和歌山県告示第1310号

和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

令和3年4月1日から令和5年3月9日まで

- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町津荷の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1311号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月9日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

和歌山県告示第1312号

和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年11月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
令和3年4月1日から令和5年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町中湊の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年11月9日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年11月17日

表中

東牟婁郡古座川町高池261番1

古座川町津波避難総合センター

を

東牟婁郡古座川町高池261番1
東牟婁郡北山村大字七色179番地
東牟婁郡北山村大字竹原219番地
東牟婁郡北山村大字大沼75番地
東牟婁郡北山村大字下尾井266番地の2

古座川町津波避難総合センター
七色区民会館
竹原区民会館
大沼区民会館
下尾井区民会館

に

改める。

正 誤

正 誤

令和5年7月21日付け和歌山県報第432号和歌山県規則第37号中

ページ	誤	正
2	によることされた	によることとされた

正 誤

令和5年9月29日付け和歌山県報号外(4)和歌山県訓令第30号中

ページ	誤	正
54	記第26号様式 削除	別記第26号様式 削除